第二、事業別固定資產

（第一及び第三に掲ぐる資產並に土地を除く）

事業	耐用年數 現行	耐用年數 改正
(1)金屬鑛業（鑛業權及び坑道を除く）	二—一五	一〇
(2)硫黃鑛業（同）	二—一五	一〇
(3)石綿鑛業（同）	二—一五	一〇
(4)石炭（亞炭を含む）鑛業（同）	四—一五	八
(5)石油鑛業		
掘鑿用機械器具又は掘鑿用及び坑井用鐵管	五—一〇 三—五	四
タンク	五〇 二〇	二〇
其他（鑛業權及び坑道を除く）	三〇 七—一〇	八
(6)製鐵業		
熔鑛爐、熱風爐及び焙燒爐（煉瓦の取替費を損金に計上するものは二十年とす）	四—四〇 三—二六	一〇
其他	一〇—四〇 六—二六	二〇
(7)非鐵金屬製錬業	一五—三〇 七	一二
(8)輕金屬製造業	一五—三〇 七	七
(9)鑄造及び鍛造業	—	一五
(10)其他の金屬工業	—	二〇
(11)原動機製造業（蒸汽罐を含む）	二〇—三〇 一〇—一五	一二
(12)電氣機械器具製造業（無線電信電話機械器具を含み家庭用電氣器具を除く）	二〇—三〇 一〇—一五	一二
(13)金屬工機械及び工具並に刀具類製造業	二〇—三〇 一〇—一五	一二
(14)採鑛、選鑛及び製錬機械器具製造業	二〇—三〇 一〇—一五	一二
(15)製鐵用機械器具製造業	二〇—三〇 一〇—一五	一二
(16)化學工業用機械裝置製造業	二〇—三〇 一〇—一五	一二
(17)鐵道用及び軌道用車輛製造業	二〇—三〇 一〇—一五	一二
(18)自動車及び同部分品製造業（小型自動車關係を除く）	二〇—三〇 一〇—一五	一二
(19)船舶製造業		
岸壁及び船渠	六〇 四〇	四〇
造船臺	四〇 二六	二五
●其他		
鋼船製造用	一〇—三〇 六—二〇	一二
木造製造用	一〇—三〇	一八
(20)航空機及同部分品製造業	二〇—三〇 一〇—一五	一二
(21)運搬機械製造業	二〇—三〇	一五
(22)ポンプ製造業（水壓機を含む）	二〇—三〇	一五
(23)計器製造業（寒暖計及體溫計を除く）	二〇—三〇	一二
(24)學術及醫療機械器具製造業	二〇—三〇	一五
(25)光學機械器具製造業	二〇—三〇	一二
(26)電球製造業	一〇	一〇
(27)兵器及び同部分品製造業	二〇—三〇 一〇—一五	一二
(28)軸受及び鋼球製造業	二〇—三〇 一〇—一五	一二
(29)其他の機械類製造業	二〇—三〇	一八
(30)醫藥品製造業	一〇	一〇
(31)ソーダ製造業	一〇	八
(32)氷晶石及び弗化アルミニウム製造業	—	七
(33)硫酸製造業	一〇 七	七
(34)石炭酸製造業	一〇 七	七
(35)硝酸製造業	一〇 一—七	七
(36)鹽酸製造業	一〇	八
(37)醋酸製造業	一〇	一〇
(38)メタノール系合成品製造業	—	七
(39)アセチレン系合成品製造業	—	七
(40)カーバイト製造業	—	一〇
(41)分析藥品及寫眞用藥品製造業	一〇	一〇
(42)代用液體燃料製造業	— 七	七
(43)コールタール分溜物製造業	— 七	七
(44)染料中間物其他コールタール分溜物誘導體製造業		
ピクリン酸其他の爆藥原料の製造裝置	— 三	三
其他（タール系醫藥品製造業を含む）	— 七	七
(45)火藥及爆藥製造業	—	七
(46)其他の工業藥品製造業	二五	一五
(47)染料製造業	一〇	一〇
(48)インキ製造業	一五	一五
(49)塗料製造業	一五	一五
(50)マッチ製造業	一〇—三〇	二〇
(51)石油精製及輸入業		
貯油タンク、タンカーガス槽及製罐裝置	五〇 二〇	二〇
其他	三〇 七—一八	一〇
(52)人造石油製造業		
貯油タンク・タンカーガス槽及び製罐裝置	— 二〇	二〇

其他	七—一八	一〇
(53)油、脂、蠟及び加工油製造業	一五—二五	二〇
(54)ゴム製品製造業	一五—三〇	二〇
(55)パルプ製造業	一五—三〇	二〇
(56)製紙業	一五—三〇	二〇
(57)セルロイド製造業		
硝化裝置	二〇	一〇
其他	三〇—四〇	二五
(58)人絹糸及びスフ製造業	八—二五	一二
(59)化學肥料製造業		
(硫安製造業は七年とす)	一〇	八
(60)製革業	一〇—四〇	二〇
(61)石鹼製造業	一〇—三〇	二〇
(62)糊料製造業	三〇	二五
(63)ガス、コークス及び同副產物製造業		
ガス發生裝置(ビーハイブ爐を含む)	二〇—三〇	一〇
ガス精製裝置	二〇—三〇	二〇
ガス槽	四〇	二五
ガス導管	—	二五
其他	二〇—三〇	二〇
(64)ピッチコークス製造業	—	一〇
(65)電極製造業	—	一〇
(66)カーボンブラック製造業	—	一〇
(67)電氣業水力發電設備		
(自家用發電を含む)(發動機)	二〇	三五
火力發電設備、送電設備(同)	二〇	二〇
鐵柱又は鐵骨コンクリート柱のもの	—	三五
木柱のもの	—	二〇
變電設備	—	三〇
配電設備	二〇(配電線)	一五
需用者屋内設備	—	二〇
(68)ガラス製造業		
爐	五	四
其他	一〇—三〇	二〇
(69)セメント製造業		
燒窯	一〇	一〇
其他	二〇—四〇	二〇
(70)煉瓦製造業		
燒窯(耐火煉瓦製造用は五年とす)	一〇	一〇
其他	五—四〇	一八
(71)其他の窯業		
燒窯	一〇	一〇

其他	五—四〇	二〇
(72)製糸業	—	二〇
(73)紡績業(撚糸を含む)	二〇—三〇	二〇
(74)織物業	一五—二五	二〇
(75)メリヤス製造業(レース類を含む)	二五	二〇
(76)綿製造業	三—一〇	一〇
(77)捺染業		
ロール	三	三
其他	一五—三〇	二〇
(78)染色、精練及び漂白業	五—一五	一〇
(79)帽體及びフェルト地製造業	一〇—三〇	二〇
(80)製材業	—	二〇
(81)木製品工業	二〇—三〇	二〇
(82)製穀業	一〇—三〇	二〇
(83)製粉業	一〇—四〇	二五
(84)澱粉製造業	八—三〇	二五
(85)製糖業	二〇—四〇	二五
(86)和酒製造業(酒精蒸餾を除く)	二〇—三〇	二〇
(87)麥酒製造業	二〇—四〇	二五
(88)其他の酒類製造業	一五	一五
(89)醬油製造業	二〇—三〇	一五
(90)清涼飲料製造業	二〇	二〇
(91)菓子及びパン類製造業	一〇—三〇	二〇
(92)罐詰製造業	二〇—四〇	二五
(93)煉乳及びバタ製造業	二〇	二〇
(94)製氷業(冷凍を含む)	三〇	二五
(95)印刷、製本及び出版業	三〇—四〇	二五
(96)土木建築業	八—一二	八
(97)網及び綱製造業	一五—三〇	二〇
(98)紐釦製造業	一五	一五
(99)鐵道及び軌道業		
(土地を除く一切の固定資產に適用)	一五—二五	三〇
(100)自動車運輸業	三—四 二—三	三
(101)前掲以外の事業		
主として金屬製のもの	二五	二〇
其他	一〇	一〇

第三、無形固定資產

種類	償却年數 現行	償却年數 改正
特許權	—	一〇
商標權	—	一五

意匠權	七
實用新案權	七
水利權	二〇
漁業權	一〇
營業權	一〇
試驗研究費	五
開發費	五

【備考】

一、同一法人が數種の事業を兼營する場合は各事業別に所定の年數に依り計算すること但し其兼營事業が獨立の事業と認められざる程度のものにして主たる事業と其の耐用年數に著しき相違なき場合は主たる事業の年數に依り一括計算するも妨げなきこと

二、本表に時局產業とは臨時租稅措置法施行規則別表に揭ぐる事業を指稱するものなるも其の資產に付ては昭和十二年七月一日以前に取得したるものを含むこと

三、特許權以下の資產にして實際の存續期間の明かなるもの又は本表の年數に依るを著しく不適當と認むるものに付ては適當と認むる年數に依るも妨げなきこと

◎會社經理統制令第二十六條及第三十五條第一項ノ規定ニ依リ會社役員ノ退職金中一部國債支給等ニ關スル件

（昭和十八年九月四日閣令內務省令大藏省令海軍省令農林省令商工省令遞信省令鐵道省令大東亞省令第一號）

第一條 會社經理統制令（以下單ニ令ト稱ス）第七條各號ニ揭グル會社（以下單ニ會社ト稱ス）退職シタル役員ニ對シ退職金ヲ支給セントスルトキハ當該退職金額ヨリ分類所得稅額ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ所定ノ割合ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額（百圓未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ）以上ヲ國債證券ヲ以テ支給スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ當該合計金額ニ達セザル金額ニ依ルコトヲ得

五萬圓以下ノ部分	四割
五萬圓以上ノ部分	六割
十五萬圓ヲ超ユル部分	八割
三十萬圓ヲ超ユル部分	十割

前項但書ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表樣式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

前項ノ許可申請書ハ會社經理統制令施行規則第四十五條ノ規定スル所ニ依リ提出スベシ

第二條 會社退職シタル役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルトキハ支給ノ日以後十五日以內ニ別表樣式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ但シ前條第一項但書ノ規定ニ依ル主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告書ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ提出スベシ

一　令第四十一條第一項第五號ニ該當スル會社ハ之ヲ同號ニ定ムル主務大臣連名宛ニ二通作成シ同項第二號乃至第四號ニ揭グル主務大臣（同項第二號乃至第四號ニ揭グル主務大臣二以上アルトキハ會社ノ營ム事業ノ中主タルモノニ關スル主務大臣）ニ直接提出スベシ

二　前號ニ揭グル會社以外ノ會社ハ之ヲ二通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

附　則

本令ハ昭和十八年九月六日ヨリ之ヲ施行ス

別表記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無夫々會社經理統制令施行規則別表第一號樣式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 同上算出基礎

（イ）令第十四條第二號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員退職金準則ニ依リ支給スル場合ニ於テハ當該退職金受領者ニ適用セラルル右準則ノ規定ヲ記載スルコト

（ロ）役員退職金準則ナキ場合ニ於テ當該退職金額ガ法定限度以內ナルトキハ其ノ旨ヲ記載スルコト

（ハ）當該役員退職金ノ支給ニ付令第十四條本文ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ於テハ同時ニ其ノ許可申請ヲ爲シ居ル旨、既ニ其ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ旨竝ニ許可書ノ日附及發遣番號ヲ記載スルコト

(8) 差引額

退職金額ヨリ分類所得稅額ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額ヲ記載スルコト

(9) 第一條第一項ニ規定スル割合ニ依リ算出シタル金額ノ合

別表

役員退職金支給方法變更許可申請書／支給報告書

大臣　殿 昭和　年　月　日	會社ノ本店ノ所在場所(1)	
	商號(2)	
	資本金(3)	圓　（拂込）圓
	代表者氏名(3)	
	電話番號	擔當者氏名
	會社ノ設立年月日	
會社ノ營ム主タル事業(5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)

退職金ノ支給ヲ受クル者及支給方法等				
	役名			
	氏名			
	年齢			
	住所			
	退職金額			
	同上算出基礎(7)			
	分類所得税額			
	差引額(8)			
	第一條第一項ニ規定スル割合ニ依リ算出シタル金額ノ合計金額(9)			
申請實際支給方法(10)	國債ニ依ル支給額			
	現金ニ依ル支給額			
	支給(豫定)時期(11)			
申請ノ事由(12)				
其ノ他參考事項				

（日本標準規格 B5 182×257 粍）

計金額

國債ニ依リ支給スベキ金額ノ最低額トシテ第一條第一項ニ規定スル割合ニ依リ算出シタル金額ノ合計金額ヲ記載スルコト

(10) 申請實際支給方法

（イ） 役員退職金支給方法變更許可申請書ナルトキハ「實際」ヲ抹消シ役員退職金支給報告書ナルトキハ「申請」ヲ抹消スルコト

（ロ） 國債ニ依ル支給及現金ニ依ル支給以外ノ方法（定期預金、金錢信託等）ニ依リ支給シタル金額ハ空欄ニ適當ニ記載スルコト

(11) 支給(豫定)時期

役員退職金支給方法變更許可申請書ナルトキハ括弧ヲ抹消シ役員退職金支給報告書ナルトキハ「(豫定)」ヲ抹消スルコト

(12) 申請ノ事由

許可ヲ受ケテ支給スルノ要アル事由ヲ具體的ニ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

尙役員退職金支給報告書ナルトキハ本欄ハ記載スルニ及バズ

(13) 役員退職金支給方法變更許可申請書ナルトキハ「支給報告」ヲ抹消シ役員退職金支給報告書ナルトキハ「支給方法變更許可申請」ヲ抹消スルコト

(14) 本樣式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

著者略歴

元名古屋銀行集會所書記長兼名古屋手形交換所監事、銀行研究社新金融辭典編纂主任、石卷經濟研究所主幹
主要著書＝手形交換所論（大正十四年）、外國爲替管理法精義（昭和十四年）、臨時資金調整法講話（昭和十五年）、財政金融の新體制（昭和十六年）、新外國爲替管理法講話（昭和十六年）
——何れも文雅堂發行。其他銀行金融關係の著書二十を有す。

出版會承認い 280166 1000部

昭和十六年九月一日 初版印刷
昭和十六年九月五日 初版發行
昭和十七年九月二十日 改訂再版發行
昭和十九年一月五日 再訂四版印刷
昭和十九年一月十日 再訂四版發行

會社經理統制令精義
㊕定價 金六圓參拾錢也

著者 石卷(いしまき)良夫(よしを)

東京都麹町區九段一丁目四番地
發行者兼印刷者 所國松

東京都麹町區九段一ノ四（九段下）
（日本出版會々員・一二八〇二四）
發行所 文雅堂書店
電話九段一四五二・一四五三
振替東京四二八二一番

配給元・東京都神田區淡路町二ノ九・日本出版配給株式會社

（東東三一）文雅堂印刷所 印行

株式會社設立の實際	苗村治一著	A五判清裝一四五頁	定價一・五〇 送一五
改訂増補 臨時資金調整法講話	石巻良夫著	B六判布製四二〇頁	定價二・八〇 送二〇
會社實務と法律との交渉	井上勝馬著	菊判布製三八四頁	定價三・二〇 送三〇
實物集成 株主總會關係書式集	妹尾一雄編	菊判布製三七二頁	定價三・五〇 送三〇
新會社法の重要諸點	小林德三郎著	四六判布製二二五頁	定價一・二〇 送一五
取締役の會社取引	平井信也著	四六判布製二一五頁	定價一・三〇 送一五
株式事務の法律問題	太田義繁著	四六判布製二三四頁	定價一・八〇 送一五
有限會社法講話	岡野哲二著	四六判布製二六五頁	定價一・八〇 送一五
金利計算法	岡本廣作著	A五判布製四七一頁	定價五・〇〇 送二〇
商業計算法	岡本廣作著	A五判布製三〇七頁	定價三・五〇 送二〇

文雅堂發行圖書總目錄御申越次第贈呈

335.3
L.77₁

終